

東京局、租税回避スキーム情報件数が増加



富裕層統実、UF特官、 総合特官がスキーム事案で連携

東京国税局が、拡大・高度化する租税回避スキーム事案に対応するための上位富裕層特官（UF特官）を令和6事務年度から設置している。当該スキーム対応の上位富裕層特官は、富裕層統実（統括国税実査官（国際担当）富裕層担当）、総合調査特官と連携して調査企画等を実施しているもようだ。また、同局では令和6事務年度における「租税回避スキーム等連絡せん」（スキーム連絡せん）の件数が128件と前年の約2.5倍に急増した。上位富裕層特官が18件（前年2件）、総合調査特官が16件（前年0件）のスキーム連絡せんを作成していることから、スキーム事案等に積極的に取り組む姿勢がうかがえる。

→ スキーム対応で三位一体体制へ



上位富裕層の租税回避スキームに係る東京局の対応は？



東京局は5年間の試行期間を経て、令和3事務年度から一定の税務署に上位富裕層特官を設置しています。令和6事務年度には租税回避スキーム事案に対応するための上位富裕層特官を新たに設置し、局の富裕層統実（統括国税実査官（国際担当）富裕層担当）、署の総合調査特官との連携を強化しました。令和7事務年度においても、各上位富裕層特官が管理・調査企画の高度化を目指して、下記の取組を行っています。

1. 富裕層統実との連携・情報共有（署巡回等を通じた事案内容の相談）
2. 企画・調査総合特官ブロック情報交換会への出席
3. 租税回避スキーム等連絡せんの作成を調査企画1件相当として評価（前年から継続）

→ R7 上期の進捗割合は88.5%



東京局ではR6事務年度のスキーム連絡せん件数が多かったようですね。



令和6事務年度の東京局における「租税回避スキーム等連絡せん」（スキーム連絡せん）の件数は128件となり、令和4事務年度の50件、令和5事務年度の51件から大きく増加しました（表1参照）。

上位富裕層特官は令和6事務年度に18件（前年2件）のスキーム連絡せんを作成しており、こ